

## 低炭素建築物新築等計画の申請手数料

本市の認定審査には、次の表のとおり手数料が必要となります。

※ 事前の技術審査による適合証（登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。）又は設計住宅性能評価書が添付された場合

### ①一戸建ての住宅

認定申請手数料 (法第53条第1項)	変更認定申請手数料 (法第55条第1項)
5,000円	2,500円

### ②住戸部分

申請住戸数	認定申請手数料 (法第53条第1項)	変更認定申請手数料 (法第55条第1項)
～300㎡未満	11,000円	5,500円
300㎡超～2,000㎡未満	23,000円	11,500円
2,000㎡超～5,000㎡未満	52,000円	26,000円
5,000㎡超～	94,000円	47,000円

### ③非住宅部分

床面積の合計	認定申請手数料 (法第53条第1項)	変更認定申請手数料 (法第55条第1項)
～300㎡以下	11,000円	5,500円
300㎡超～1,000㎡未満	19,000円	9,500円
1,000㎡超～2,000㎡未満	31,000円	15,500円
2,000㎡超～5,000㎡未満	94,000円	47,000円
5,000㎡超～10,000㎡未満	149,000円	74,500円
10,000㎡超～25,000㎡未満	188,000円	94,000円
25,000㎡超～	235,000円	117,500円

※ 上記以外の場合の申請手数料については、建築審査課住宅係までお問い合わせください。